

業務委託契約書(案)

委託業務の名称 クリーンルーム系統空調設備等保守点検業務委託
委託料の額 金 円
(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税の額 円)
業務箇所 福島市永井川字北原田1 福島県立福島明成高等学校
委託の期間 令和 年 月 日から令和7年3月31日まで
契約保証金 (免除又は100分の5以上)

上記業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)と、受託者 (以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の委託期間に頭書の委託業務を行うものとする。

2 委託する業務は、別紙委託仕様書によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(委託業務の内容の変更)

第3条 甲は、必要あると認めるときは委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

この場合において、委託料の額又は履行期限を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(損害負担)

第4条 委託業務の実施により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(関係帳票)

第5条 乙は、業務が完了したときは、その都度甲に対して遅滞なく関係帳票を提出しなければならない。

(委託料金の支払い)

第6条 乙は、別紙仕様書による点検業務が完了したときは、委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項により乙から請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行期限の延長及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙はこれに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対しその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、必要と認めるときは乙と協議の上、この契約の一部もしくは全部を変更、中止又は解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

二 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

三 乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が契約条項に違反したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどし

ていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 条）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部または一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について再生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 8 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 4 9 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が乙に違反があったとして、独占禁止法第 6 2 条第 1 項の規定による課

徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 12 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、記名押印の上各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島市永井川字北原田 1 番地

氏 名 福島県

福島県立福島明成高等学校長 鈴木 憲治

乙 住 所

氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

クリーンルーム系統空調設備等保守点検業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 クリーンルーム系統空調設備等保守点検業務委託
- (2) 場 所 福島市永井川字北原田 地内
福島県立福島明成高等学校
- (3) 委託期間 令和6年 月 日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務目的

福島県立福島明成高等学校の実験実習棟空調設備等について、その機能を常に良好な状態に維持し、クリーンルーム、培養室及び順化室としての適切な環境を確保するために、関係法令及び以下に定める事項により空調設備・自動制御機器・電気集塵機設備が正常に機能するよう保守点検業務を行う。

2 業務内容

- (1) 空調設備の点検、清掃、調整の実施
 - ・別紙1「空調設備（PAC-6, 7, 8系統）点検仕様書」により年2回行う。
- (2) 自動制御機器の点検、清掃、調整の実施。
 - ・別紙2「自動制御機器（PAC-6, 7, 8）系統点検仕様書」により年2回行う。
- (3) 電気集塵機の点検、清掃、調整の実施。
 - ・別紙3「電気集塵機（AFE）点検仕様書」により年2回行う。
 - ・電気集塵機アグロマレーターセル薬品洗浄を年2回行う。
 - ・電気集塵機ロールフィルター交換を年1回行う。

3 保守点検業務

- (1) 保守点検は、別紙1～3に定める仕様書の点検項目により行うこと。
- (2) 点検の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を防止するとともに、その結果を報告すること。
- (3) 点検の結果、修繕を要すると認めるときは、その都度遅滞なく担当職員に報告し、指示を受けること。

4 業務内容の報告及び記録

- (1) 業務内容の報告及び記録は、業務終了後速やかに提出すること。
- (2) 主な報告及び記録の内容は下記のとおりとする。
 - ア 業務の結果（写真を含む）
 - イ 作業中又は作業終了時に異常や修理を要する事項が発生した時は、異常発生報告書
 - ウ その他担当職員が必要と認める内容

5 業務従事者

- (1) 業務を主に担当する者は、設備の点検・清掃において必要な資格及び技術知識を有し、技術優秀な者とする。
- (2) 冷媒フロン類取扱技術者の資格を有する者が、業務従事者の中に含まれること。

6 疑義

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲・乙が協議してこれを定めるものとする。

空調設備(PAC-6、7、8系統) 点検仕様書

点検項目		点検方法
絶縁測定	圧縮機	500Vメガーにて測定
	クランクケースヒータ	500Vメガーにて測定
	室外ファン	ファン用コネクタを外して測定 500Vメガーにて測定
	電源回路	500Vメガーにて測定 注)ブレーカ遮断の事
	室内外連絡線	500Vメガーにて測定 注)ブレーカ遮断の事
	室内電気ヒータ	500Vメガーにて測定
電気	各端子、コネクタ	目視、差込状態、ビス締付部を確認
	ブレーカ容量	目視確認
冷媒	ガス漏れ	リークテスターにて確認
室外機運転中	電源電圧	各相間をテスターにて測定(運転中)
	圧縮機電流	クランプメーターにて測定 (試運転モードにて)
	ファン運転電流	クランプメーターにて測定
	高圧圧力	マニホールドゲージをサービスボードに接続して測定
	低圧圧力	マニホールドゲージをサービスボードに接続して測定
	吐出管温度	サーミスタ温度計にて
	吸入管温度	サーミスタ温度計にて
	外気温度(A)	サーミスタ温度計にて
	吸込温度(B)	サーミスタ温度計にて
	吹出温度(C)	サーミスタ温度計にて
	ショートサーキット値	上記 (B) - (A) = $\Delta t^{\circ}\text{C}$ にて判定
	異音・振動	ケーシング、ファン付近を聴感にて確認
	外観 熱交換器	汚れ、破損等ないか目視確認
室内機運転中	各コネクタ類	目視、手感にて差込状態確認
	吸込温度	サーミスタ温度計にて
	吹出温度	サーミスタ温度計にて
	吸込・吹出 温度差	上記、吸込・吹出温度差
	水漏れ確認	冷房で20分以上サーモONした後確認
その他	室内運転音	ファン付近、本体を聴感にて
	エアフィルター	取外して汚れ、破損の有無を確認
	熱交換器	目視、臭感にて
	異常履歴	リモコンにて確認
	加湿器	動作確認、内部清掃

(別紙2)

自動制御機器 (PAC-6、7、8系統) 点検仕様書

品名	数量	作業内容	回数	時期
電子式制御機器 (デジタル式調節計)	12台	1. 外観目視点検及び取付状態の確認 2. 塵埃の除去 3. 端子台の緩み点検及び増締 4. 各設定の確認及び調整 5. 実測に対する点検及び調整 6. 検出器又操作部等とのループ作動点検	2回/年	6月/10月
操作器 (ダンパ用モータ)	6台	1. 外観点検 2. 塵埃の除去 3. 組付け状態の確認及び増締め 4. 作動及び回転角度の点検	2回/年	6月/10月
差圧発信器 (フィルター警報用)	6台	1. 外観点検 2. 塵埃の除去 3. 設定値確認、作動確認	2回/年	6月/10月
検出部 (室内形温度、湿度検出器)	6台	1. 外観点検 2. 塵埃の除去 3. 実測に対する調節計との比較	2回/年	6月/10月

※冷房イン・暖房インの際に、各自動制御機器の作動確認を実施。

(別紙3)

電気集塵機(AFE)点検仕様書

点 検 項 目	
ロールフィルター部[ストリッジセクション]	
制御盤用表示ランプ	
電磁開閉器	
タイマー(秒)	
ランナウトスイッチ(巻終)	
メータリングスイッチ(巻取)	
マノメーター	
モーター・減速機	
濾材の汚れ状態(大中小)	
濾材残量	
電気集塵部[アグロメレーターセルセクション]	
パワーパック用表示ランプ	
ドアスイッチ	
電圧測定	高 圧 側
(KV)	低 圧 側
絶縁測定	高 圧 側
(MΩ)	低 圧 側
イオナイザ線	
碍子	
洗浄前極板ダスト付着状態(大中小)	
極板腐食・劣化状態	